

税務大学校所蔵 奈良県公図の調査報告

A Study of the Cadastral maps of Nara prefecture

三木 理史*

Miki Masafumi

I はじめに

旧土地台帳附属地図は公図と呼ばれ、その中心は明治前半期に調製された地籍図類やそれをもとに補訂・作成された図面である¹⁾。また、地籍図と称される図には、一般に明治前期に作製されたものと、第二次世界大戦後に作製されたものの二種類が存在する²⁾。本稿での地籍図とは前者を指すものとする。

地籍図は、景観復原を研究方法の柱としてきた歴史地理学の発展によって、研究用史料としての意義を見い出され、多方面で用いられてきた³⁾。しかし、地籍図を史料として用いるのではなく、そのものを対象とした研究は、1980年代半ば以後の佐藤甚次郎による一連の研究⁴⁾によって本格化したといえよう。

その結果、地籍図と通称しても、その内容や描写方法が多様であることや、安易に異府県の事例をもとに判断したり、それを一般化することの危険性が明らかとなってきた⁵⁾。それは、地籍図作成が中央集権国家を意図した明治政府最初期の事業の1つであること、廃藩置県以後の府県の揺籃期に当たること、鉄道や郵便・電信以外の近代交通・通信手段が基本的に未整備で情報伝達が限定的であったこと等を踏まえるならば、当然のこととして首肯できるであろう。そのため、地籍図研究では各県の事例を個別に検証することがまだまだ必要な段階にある。

奈良県の地籍図は、県立奈良図書館や各自治体が所蔵するものと並んで、国税庁税務大学校租税史料館（埼玉県和光市在、以下税務大学校）に多数の図面が所蔵されていることが知られてきた。したがって、奈良県の地籍図解明において同校所蔵図の占める役割は大きい。また、同校の所蔵史料の中でも奈良県図面は所蔵点数が多く、かつ保存状態も比較的良好で、注目される存在となっている⁶⁾。しかし、その所蔵図面の内容や、さらにその考察はほとんど未着手の状況にある。

そこで、本稿はその解明への一里塚として、同館所蔵の奈良県図面を粗分類すると同時に、

特徴的と判断した数葉の図面について考察を加えた結果を報告することを目的としたい。

Ⅱ 税務大学校所蔵図面の粗分類

税務大学校所蔵の奈良県図面は、目録⁷⁾ および実見⁸⁾ によって 208点を確認できている。これらの図面は「奈良税務署旧蔵絵図」として一括されており、原則として奈良税務署管内に当たる県北部のものに限られている。また、受入番号「大阪 昭52 ○○○」（○：番号）から、これらは1977年に大阪国税局を通じて、同校が一括して受贈したものと考えられる⁹⁾。これらを図の表題に基づきつつ分類すれば、大きく以下の6つに粗分類できる。

- ①地租改正地引絵図
- ②字絵図
- ③分裂地区(分裂略図)
- ④宅地甲乙兼用図
- ⑤三千分一地図
- ⑥その他

①は全部で95点に及び最多の所蔵図面に当たる。最も一般的に地籍図として知られる大字を基本単位とした全村図の条件を備えている。図幅も大きく、しかも彩色図面のために最も印象が強い。図面ごとに凡例や彩色状況等が微妙に異なることを踏まえ、その比較対照から得られる知見は少ない。

②は目録で「字絵図」とされ、一般にいう小字図に相当する。受入番号の各単位は大字1つ分に相当し、その中が複数の小字図面の枝番号で構成されている。そのため、総点数は①より多いが、大字単位で見ると、同数か、あるいは少なくなる。元来、それら複数の図面は大字単位の袋入りであったと思われる。また、彩色図が多いものの、一部には「略(畧)図」と記したものや、未彩色図面も含まれており、さらに「○○（受入番号：引用者）より分離」のような記載のものもある。また、小字図の下図と思われるものも含まれている。作製年代を示す記載は見当たらない。

③は目録および現物照合共に3種類が確認され、いずれも1883～87年の作成であることが判明している。地番ごとの図面であり、一般にいう一筆図に相当すると思われる。袋中には地図より文書の方が多数入っているものも見られる。

④は年代記載は見られないが、宅地兼用時の権利関係図面と思われ、管見の限り彩色図である。

⑤は1879～80年の作成で、3枚が確認できているが、そのうち添下郡尾山村分は「地租改正地引絵図」の記載が見られ、後述の表1の9（以下、対象図幅は表1の番号で表示）と同様のものと思われ、実際には①の一部と考えられる。

⑥には「郡山町宅地界図」、「丹波市町地界図」、「伏見村あやめ池家屋所在図」、「天理教奈良教務支庁平面図」、「郡山町全図」等種々雑多な図面が含まれている。

以下では、とりあえずこれら図面のうち根幹を成す①のいくつかを取り上げて、その内容を比較考察し、明らかになる事実を報告することにした。

Ⅲ 地租改正地引絵図の事例考察

(1) 対象絵図の概要

対象とした11枚の絵図は、年代表記のない22を除き1879～80年の表記があり(表1)、しかも表題を「地租改正地引絵図」(以下、地引絵図)とするものが多いことから、ほぼ同時期に同様の目的で作製されたものと考えられる。22も描写方法等が細部では異なるものの(図1)、内容等は他の図と共通するところが多く、やはり同様の図面と考えてよいと思われる。土地丈量や地引作業は1875～77年から着手し、81年に終了した府県が多いとする佐藤の指摘¹⁰⁾は、現奈良領域を管轄した堺県にもほぼ該当するといえそうである。

地租改正における地引絵図は、1873年7月の「地租改正法」の公布に伴って土地(地所)と所有者の正確な把握のため、各筆の場所、実反別、現地目、持主を地引帳と対照して作製したもので、雛形を提示して地図表現の統一を図ったとされている¹¹⁾。11枚の対象図においても、22を除いて表記方法や描写方法が類似しているのも、そうした雛形提示による統一の結果であろう。

地引絵図には、一般に一筆図、字図、全村図の3種が存在したことを踏まえれば、税務大学校所蔵の奈良県図面は、地引絵図の一通りの種類が網羅されているといえそうである。しかし、一般に役所に提出されたのは全村図と字図であり¹²⁾、なぜ一筆図に当たる③がそれらと共に残存したのか疑問が残る。

また、土地丈量や地引絵図作製は、係官の講習や出張・指導の下に原則村民が行ったが、不

表1 対象11枚の概要

番号	表題	対象地域(図面の記載による)	作成年月	付記
9	大和国壹大区貳小区添上郡北水井村地目(三千分ノ貳之四)	大和国壹大区貳小区添上郡北水井村	1879年11月	地租改正地引絵図
15	地租改正地引絵図	大和国第貳大区貳小区添下郡万願寺村	1880年5月	
21	大和国添上郡西九條村実測地引全図	大和国壹大区貳小区添上郡西九條村	1879年4月	地租改正地引絵図
22	大和国添上郡沓村貳千分一縮尺全図	大和国添上郡沓村	表記なし	
30	明治八年六月 地租改正地引絵図	大和国壹大区貳小区添上郡東九條村	1879年3月	地租改正地引絵図
36	地租改正地引絵図面	大和国壹大区貳小区添上郡鹿野園村	1880年2月	
46	地租改正地引絵図面	大和国平群郡乙田村	1880年5月	地租改正地引絵図
119	表記なし	大和国二大区四小区平群郡辻村	1880年4月	
130	地租改正地引絵図	大和国第貳大区四小区平群郡籠田村	1879年12月	地租改正地引絵図
137	地租改正地引絵図	堺県下大和国二大区四小区平群郡辻村	1880年1月28日	
562	地租改正地引絵図	大和国壹大区貳小区添上郡古市村	1879年2月	

注) 番号はすべて順に「大阪-昭52-」が付記される。

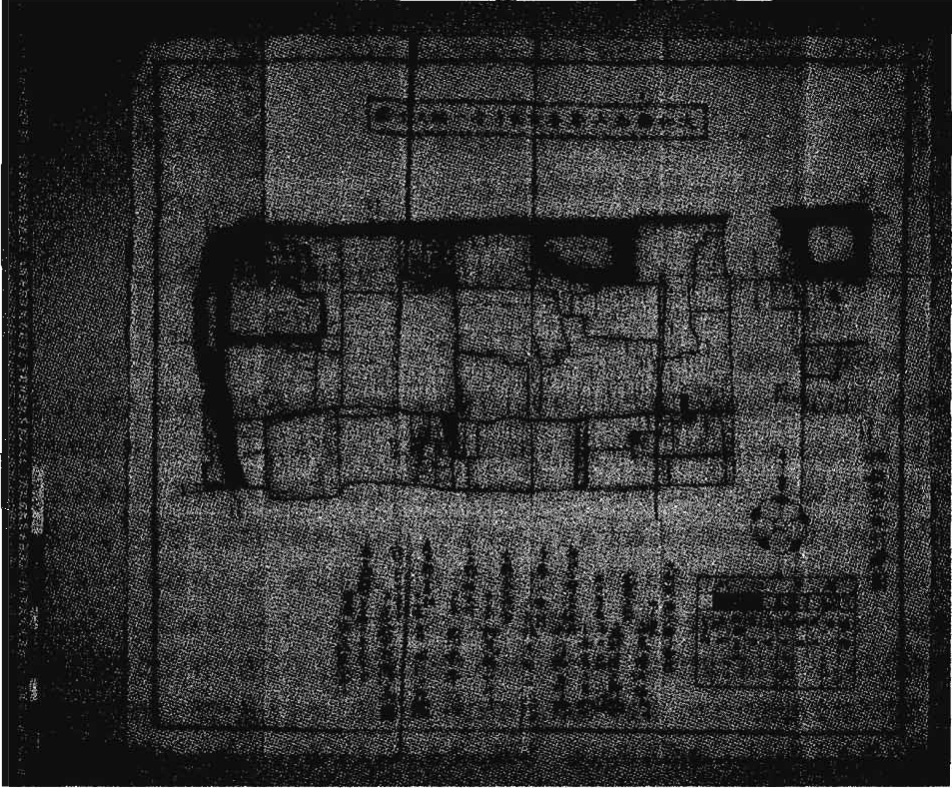


図1

慣れな作業を補完するため旧藩士の雇用や、専門の測量士、絵師や業者等への依頼も行われた¹³⁾。管見の他機関所蔵の現奈良県域図でも測量・製図業者の署名が認められるものも存在し¹⁴⁾、対象11枚中でも46が「測量研究会」の署名入である。

(2) 凡例の考察

凡例の色分けは、各府県間で共通するところも見られるが、必ずしも一定しておらず、府県の規定作成担当官や慣習に基づいたのではないかと考えられている¹⁵⁾。

対象11枚間での凡例の色分けは、微妙な差違は見られるものの、県内ではほぼ共通していたことをうかがわせる(表2)。もちろん、対象地域の地形的特徴によって、設定項目の取捨選択が行われたと思われるものもある。

これらを佐藤の提示した他県の凡例色分けと比較してみると¹⁶⁾、奈良県の凡例項目の設定やその色分けは静岡県に比較的類似しているといえよう。

特殊なものとして46に見られる水流標、全首標があり、竜田川支流の乙田川の作った扇状地に形成された乙田村のように、水流の状況に関わる地区特有の項目として注目できる。

表2 対象11枚の凡例

区分	田地	畑地	宅地	新開 荒地	社寺地	道路	山藪堤	池川溝	墓地	官有地	その他
色	黄	薄茶	桃	茶	赤	赤線	緑	青	灰	白	
昭52-9	○	○		○	○	○	○	○	○		
15	○	○	○	○		○	○	○	○		
21	○	○	○		○			○			「境界」凡例あり
22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
46	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	「水流標」・「全蓋標」凡例あり
119	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	「未定地」凡例あり
130	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	「未定地」・「芝地」凡例あり
137	○	○	○	○		○	○	○			
562	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

注) 番号はすべて頭に「大阪-昭52-」が付記される。

(3) 縮尺の考察

対象11枚のうちで縮尺を明示しているのは、9（図2）と22である。佐藤は、地引絵図全村図の縮尺は府県によってさまざまとしながらも、10間1分（1/6,000）、6間1分（約1/3,600）、5間1分（1/3,000）、3間1分（約1/1,800）等の事例を報告している¹⁷⁾。

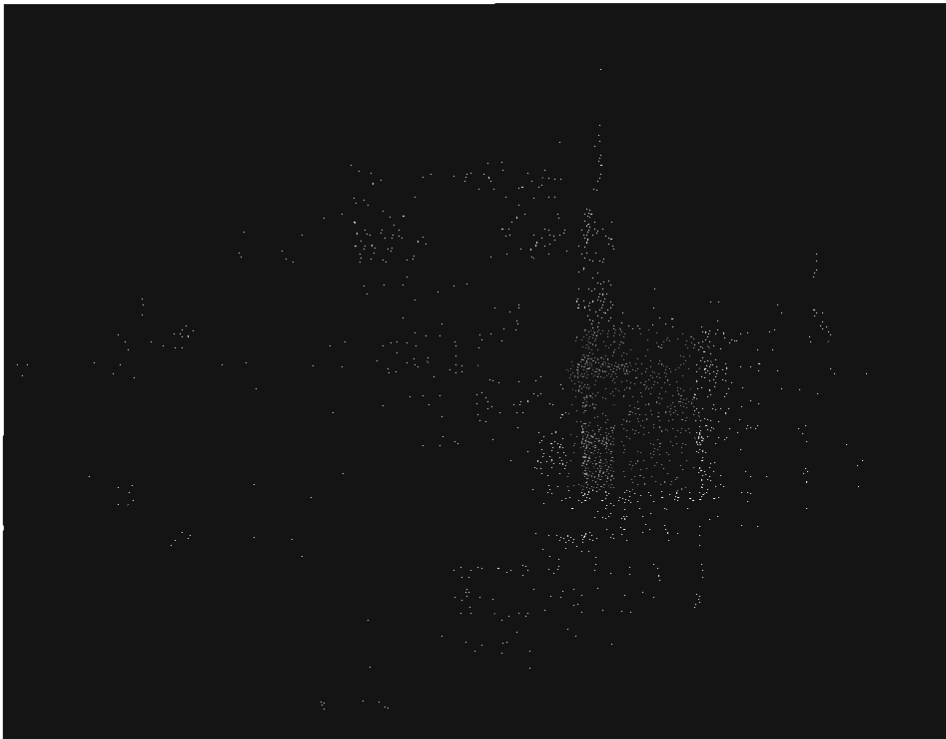


図2



圖 3



圖 4

9と22は、これら代表的縮尺には合致しない。また、注目すべきは30に「但周囲測量巻間曲尺三厘ヲ以調製ス」、36に「但周囲測量巻間曲尺三厘ニ積リヲ以調製ス」、と各々但書が見られる点で（図3、図4）、これらによれば両図は約1/6,000の縮尺で作製されたと考えられる。先の9と22とは対照的に、30と36は奈良県の地引絵図全村図の中では比較的小縮尺を採用していたといえよう。

（4）近世乙田村絵図との比較から

地租改正地引絵図が近世絵図の要素を多分に残していたことは周知の通りである。対象11枚のうち46（図5）の描く平群郡乙田村については、筆者が近世村絵図を検討したことがある¹⁸⁾。筆者の検討した3枚の村絵図のうち少なくとも2枚は、1790年と1802年の作製であること、争論の際の証拠図面として作製されたことが裏書きから明らかになった。それらは1880年作製の46と約80～90年間の隔たりをもっている。

これら3枚を比較して見ると、まず近世の2枚では「東・西・南・北」の文字表記であった

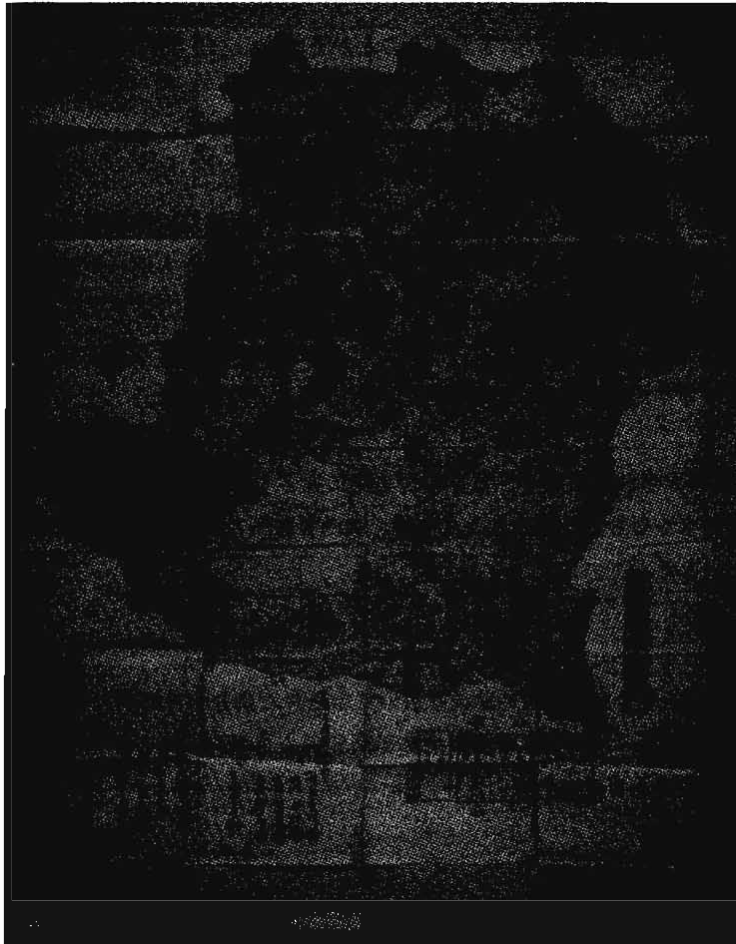


図5

方位が、46では記号表記に変更されている。対象11枚の中でも文字表記と記号表記は入り交じっているが、近世の3枚の村絵図で記号表記はなく、地租改正時引絵図作成時の雛形の影響と考えることができる。

つぎに凡例は、争論の証拠図面であった近世図が土地所有区分に力点を置くのに対し、46は地目の明示に力点を置いているため、一概に比較はできない。しかし、道路を白地に赤線で表現した点や、水域の青色、さらに所有区分に関わらない山林の緑色等は共通点として着目でき、地引絵図が近世村絵図の影響下にあることを確認できる要素といえよう。

ついで46の縮尺を、前稿で定めたA-B、B-C、C-D、D-Aの4線分に基づいて、各距離の縮尺を算出すると、A-B = 1 : 3,148、B-C = 1 : 3,102、C-D = 1 : 2,731、D-A = 1 : 2,806となり、46は1/3,000分程度の縮尺で作製された可能性が高いことになり、ここでも奈良県図が比較的大縮尺とする前述の考察内容に添う結果となった。

Ⅳ まとめ

本稿での考察結果は以下のようにまとめることができる。

1. 税務大学校所蔵の奈良県図面 208枚は、1977年に大阪国税局を通じて一括受贈されたもので、6種類に粗分類できる。
2. 本稿で対象とした11枚の「地租改正地引絵図」はほぼ同時期に作製され、同様の雛形に基づいた可能性が高い。それは凡例の様式が共通していることから明らかである。
3. 乙田村を描いた46を旧稿で対象とした村絵図と比較しても、方位が文字表記の村絵図に対し、46は記号表記になっていた。そうした点にも雛形図の影響を看取することができた。しかし、その一方で凡例記号等には村絵図との共通性も認められた。

本稿では、税務大学校所蔵図の予察を報告したに過ぎず、調査が進行すれば修正の必要な内容や事項が現れてくるものと思われる。今後、県内所蔵図と共に同校所蔵図の調査を継続的に進めてゆきたいと考えている。

<付記>

本稿は、平成12年度奈良大学研究助成を用いてなされた調査報告に当たる。

この調査では、国税庁税務大学校租税史料館研究調査員堀亮一氏、本学文学部土平博氏から御教示を頂いた。記して謝意を表したい。

〔注〕

- 1) 佐藤甚次郎「公図－説図の基礎－」古今書院、2001、11頁。

- 2) 佐藤基次郎『明治期作成の地籍図』古今書院、1986、11頁。
- 3) 歴史地理学の史料としての地籍図の活用については、さしあたり桑原公德『地籍図』学生社、1976を参照。
- 4) 前掲1)、2) および佐藤基次郎『神奈川県明治期地籍図－東京三多摩を含む地域の公図のなりたちと特色－』暁印書院、1993等がある。
- 5) 前掲1) 107頁。
- 6) 同校租税史料館研究調査員堀亮一氏からの聞き取りによる。
- 7) 目録として国税庁税務大学校租税資料室編『租税資料目録第2集』同、1980、131～140頁がある。
- 8) 実見は2000年5月、6月および8月の延べ6日間に現地で、土平博（本学文学部助手）、佐川幸史（当時関西大学大学院生、本学文学部卒業生）および筆者で行い、図面の状況等をカード化すると同時に、若干の図面について写真撮影を実施した。
- 9) 国税局および税務署の管轄域の変遷については、税務大学校研究部編『税務署の創設と税務行政の100年』大蔵財務協会、1996、308～347頁を参照。
- 10) 前掲1) 5頁。
- 11) 前掲1) 5頁。
- 12) 前掲1) 7頁。
- 13) 前掲1) 5頁。
- 14) 桜井市役所所蔵1889年作製の各村実測全図において確認している。
- 15) 前掲2) 253頁。
- 16) 前掲1) 102～104頁に福岡県、愛媛県、教賀県が、前掲2) 252～253頁に静岡県、鶴岡県、埼玉県、群馬県（熊谷県）が、各々報告されている。
- 17) 前掲1) 6頁。
- 18) 詳細は、拙稿「大和国平群郡乙田村絵図の研究」奈良大学総合研究所所報9、2001、25～38頁を参照。